

管理 No.	不 001
--------	-------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署： 総務部 資産経営課
(管理係)

根拠区分	条例・ 規則
処分の名称	督促及び遅延利息
根拠条例・規則の名称／条項	奈良市公有財産規則(昭和49年奈良市規則第29号)第33条
処分権者	奈良市長
処分基準	<p>【根拠規定】</p> <p>奈良市公有財産規則 (督促及び遅延利息)</p> <p>第33条 貸付料を納付期限までに納付しない者に対しては、納付期限経過後20日以内に納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 貸付料を納付期限までに納付しなかつたときは、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該貸付料につき年14.6パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を徴収するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>3 前項に規定する遅延利息の額の計算に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</p> <p>【基準規定】</p> <p>・奈良市公有財産規則第33条</p> <p>・行政財産使用料債権管理マニュアル(公債権)</p>
聴聞・弁明の機会の付与の区分	<input type="checkbox"/> 聴聞 <input type="checkbox"/> 弁明の機会の付与 <input checked="" type="checkbox"/> 適用除外(行政手続条例第13条第2項第4号該当)
最終更新日	平成31年4月1日更新